

エコタイヤ導入補助金 交付要綱

平成26年5月2日制定
公益社団法人鹿児島県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、平成25年度国土交通省補正予算「低公害車普及促進対策費補助金（トラック輸送の省エネ対策の推進）」にあわせて、公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「協会」という。）が行う、一般貨物自動車運送事業者が行うエコタイヤの導入の取組に要する経費の一部を補助することにより、一般貨物自動車運送事業者の経営の構造的な改善を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、5両以上30両以下の事業用貨物自動車を保有する一般貨物自動車運送事業者であって、当該事業者所有の事業用貨物自動車に取り付けるため、新規にエコタイヤを購入した協会会員事業者（以下、「事業者」という。）とする。

(補助金の交付額等)

第3条 補助率、補助金の上限額及び補助対象経費は、別表1のとおりとする。

2 消費税は、助成の対象外とする。

(補助対象品目等)

第4条 補助対象となるエコタイヤは、公益社団法人全日本トラック協会が定める別表2のとおりとする。

2 補助対象となるエコタイヤは、以下の各号の全てに該当するものでなければならない。

- (1) 導入するエコタイヤは、平成26年4月1日から予算額に達した申請受付日までに導入したものであること。
- (2) 車両総重量12トン超の事業用貨物自動車（新車を除く）のタイヤ全てに、導入したエコタイヤを装着したものであること。
- (3) エコタイヤを導入した事業者と当該エコタイヤを装着したトラックの所有者名又は使用者名が、自動車検査証上で一致していること。

(交付申請)

第5条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書兼実績報告書（以下、「申請書」という。）を、別に定める期日までに、協会に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

第6条 協会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定及び額の確定通知書により事業者に通知する。

2 協会は、審査の結果、補助金を交付すべきものでないものと認めたときは、様式第3による補助金不交付通知書により事業者に通知する。

3 協会は、第1項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(補助金の請求)

第7条 事業者は、前条第1項に定める補助金交付決定及び額の確定通知を受けて補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第4による補助金交付請求書（以下、「請求書」という。）を協会に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 協会は、前条の請求書の提出があったときは、事業者に対して補助金を交付する。

(交付申請の取下げ)

第9条 交付決定後において、交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、事業者は、速やかに様式第5による補助金交付申請取下書を協会に提出しなければならない。

(補助金の返還等とタイヤの処分の制限)

第10条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入したタイヤを管理しなければならない。

2 事業者又は導入したタイヤが、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は当該タイヤに係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、当該タイヤの摩耗状況等からみてやむを得ない場合を除き、購入の日から1年を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

(1) 補助金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 事故又は火災等により当該タイヤが使用できなくなったとき。

(3) 差し押さえ又は競売等により当該タイヤが使用できなくなったとき。

(4) 事業者が協会を退会又は除名されたとき。

(5) 「低公害車普及促進対策費補助金（トラック輸送の省エネ対策の推進）」の国庫補助金による補助が受けられなかったとき。

3 協会は、前項の場合において補助金の交付の取り消し又は変更をしたときは、様式第6による補助金交付決定取消通知書により、速やかに事業者に通知するものとする。

4 協会は、第2項の場合において、当該取消し等に係る補助金が、既に事業者へ交付されているときは、様式第7による補助金返還命令書により、速やかに事業者に対し期限を定めてその返還を命じることができる。

5 事業者は、導入したタイヤの摩耗状況等からみてやむを得ない場合を除き、1年を経過するまでの期間は、対象タイヤを譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ様式第8によるタイヤ処分承認申請書により申請し、協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

(附則) (平成26年5月2日)

第1条 本要綱は、平成26年5月2日より適用する。

(別表 1) 補助率、補助金の上限額及び補助対象経費

エコタイヤの導入事業	
補助率	導入費用の 1 / 4 (注1)
補助金の上限額	1 台あたり 9 万円
補助対象経費	エコタイヤ導入費 (注1) (注2)
補助上限台数	1 事業者あたり 10 台

注 1. 補助額は 1 台毎に算出するものとし、算出された補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

注 2. 補助対象経費にはタイヤ装着にかかる作業費用、工賃等は含まれない。

注 3. 1 事業者あたりの補助上限台数は、第 1 次募集と第 2 次募集を合わせた台数となります。

(別表2) 補助対象となるエコタイヤ

その1

メーカー	商品名	区分	タイヤサイズ
(株)ブリヂストン	ECOPIA M801	オールシーズン	11R22.5 14PR 11R22.5 16PR 245/70R19.5 136/134J 265/70R19.5 140/138J 11/70R22.5 14PR 275/70R22.5 148/145J 275/80R22.5 151/148J 295/80R22.5 153/150J
		スタッドレス	11R22.5 14PR 11R22.5 16PR 245/70R19.5 136/134J 265/70R19.5 140/138J 11/70R22.5 14PR 275/70R22.5 148/145J 275/80R22.5 151/148J 295/80R22.5 153/150J
住友ゴム工業(株)	SP128	リブ	11R22.5 14PR 11R22.5 16PR 12R22.5 16PR 295/80R22.5 153/150J
		オールシーズン	245/70R19.5 136/134J 265/70R19.5 140/138J 11R22.5 14PR 11R22.5 16PR 12R22.5 16PR 11/70R22.5 14PR 275/70R22.5 148/145J 275/80R22.5 151/148J 295/80R22.5 153/150J 315/80R22.5 156/153J
	SP688	スタッドレス	245/70R19.5 136/134J 265/70R19.5 140/138J 11R22.5 14PR 11R22.5 16PR 12R22.5 16PR 11/70R22.5 14PR 275/70R22.5 148/145J 275/80R22.5 151/148J 295/80R22.5 153/150J 315/80R22.5 156/153J
	SP068	スタッドレス	245/70R19.5 136/134J 265/70R19.5 140/138J 11R22.5 14PR 11R22.5 16PR 12R22.5 16PR 11/70R22.5 14PR 275/70R22.5 148/145J 275/80R22.5 151/148J 295/80R22.5 153/150J

(別表2) 補助対象となるエコタイヤ

その2

メーカー	商品名	区分	タイヤサイズ
横浜ゴム(株)	102ZE	リブ	11R22.5 16PR 12R22.5 16PR 275/80R22.5 151/148J 295/80R22.5 153/150J 245/70R19.5 136/134J 265/70R19.5 140/138J
			11R22.5 16PR 12R22.5 16PR 275/70R22.5 148/145J 315/70R22.5 154/150L 275/80R22.5 151/148J 295/80R22.5 153/150J 245/70R19.5 136/134J 265/70R19.5 140/138J
			11R22.5 16PR 12R22.5 16PR 275/70R22.5 148/145J 275/80R22.5 151/148J 295/80R22.5 153/150J 245/70R19.5 136/134J 265/70R19.5 140/138J
	702ZE-i	オールシーズン	11R22.5 16PR 12R22.5 16PR 275/70R22.5 148/145J 315/70R22.5 154/150L 275/80R22.5 151/148J 295/80R22.5 153/150J 245/70R19.5 136/134J 265/70R19.5 140/138J
			11R22.5 16PR 12R22.5 16PR 275/70R22.5 148/145J 275/80R22.5 151/148J 295/80R22.5 153/150J 245/70R19.5 136/134J 265/70R19.5 140/138J
			11R22.5 16PR 12R22.5 16PR 275/70R22.5 148/145J 275/80R22.5 151/148J 295/80R22.5 153/150J 245/70R19.5 136/134J 265/70R19.5 140/138J
東洋ゴム工業(株)	TOYO M667 ZERO SYS Premium	オールシーズン	11R22.5 16PR 295/80R22.5 153/150J 275/80R22.5 151/148J 245/70R19.5 136/134J
			12R22.5 16PR 11R22.5 16PR 11R22.5 14PR 295/80R22.5 153/150J 275/80R22.5 151/148J 295/70R22.5 151/148J 275/70R22.5 148/145J 11/70R22.5 14PR 265/70R19.5 140/138J 245/70R19.5 136/134J
			12R22.5 16PR 11R22.5 16PR 11R22.5 14PR 315/80R22.5 156/153J 295/80R22.5 153/150J 275/80R22.5 151/148J 275/70R22.5 148/145J 265/70R19.5 140/138J 245/70R19.5 136/134J
	TOYO M966 ZERO SYS	スタッドレス	275/80R22.5 151/148J 245/70R19.5 136/134L
			275/80R22.5 151/148J 11R22.5 16PR 245/70R19.5 136/134L
			275/80R22.5 151/148J 11R22.5 16PR 245/70R19.5 136/134L
日本ミシュランタイヤ(株)	XZN Mix Energy	オールシーズン	275/80R22.5 151/148J 245/70R19.5 136/134L
	XJE4 Mix Energy	オールシーズン	275/80R22.5 151/148J 11R22.5 16PR 245/70R19.5 136/134L

(様式第1)

番号
年月日公益社団法人鹿児島県トラック協会
会長 外 菌 輝 藏 殿住所
氏名又は名称
代表者氏名

印

平成26年度エコタイヤ導入（トラック協会補助）
補助金交付申請書兼実績報告書

下記により平成26年度エコタイヤ導入（トラック協会補助）補助金の交付を受けたいので、エコタイヤ導入補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請及び報告いたします。

記

1. 導入したエコタイヤ 別紙のとおり
2. 補助対象経費 金 円
3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)
4. 経営する事業 (當む業態に○をする)
 一般貨物自動車運送事業

5. 添付書類

- (1) 振込先調書
(2) エコタイヤの販売証明書
(3) 導入したエコタイヤの商品名、型番、サイズ等を証する書類の写し（見積書、納品書等）
(4) 補助対象経費にかかる請求書の写し
(5) 補助対象経費の支払いを証する書類（領収書等）の写し
(6) 導入したエコタイヤを装着する車両の自動車検査証の写し

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに連絡すること。

受付印

整 理 番 号					
C	4	6			
			担当印	担当印	

導入したエコタイヤ

補助対象タイヤ	メーカー名： 名 称： サ イ ズ：
補助対象事業完了日	平成 年 月 日
タイヤ装着車両	初度登録年月 年 月 登 録 番 号： 型 式： タ イ ャ 本 数： 本
補助対象経費（タイヤ本数）	円（ 本）
(補助対象経費) × 1 / 4	円
上限額	90,000円
補助金交付申請額 (千円未満切り捨て)	円

- (注) 1. 車両1台ごとに1枚ずつ作成すること。
 2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、
 補助対象としない。



【補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に添付する振込先調書の様式】

平成 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会
会長 外 蘭 輝 藏 殿

氏名又は名称
住 所
代表者 氏名

印

平成26年度エコタイヤ導入補助金の振込先調書

フリガナ			
住所 (口座住所)	(〒)		
フリガナ			
氏名 (口座名義)			
振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 その他 (その他 :)	支店	
預金種別	当座預金	普通預金	
口座番号			

- (注) 1. 口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。
2. 記入する内容については、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。
3. 振込先金融機関及び支店名の欄については、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいづれかに○をつけること。なお、他の場合にあっては、金融機関名（例：○○市農業協同組合）を記入すること。
4. 預金種別欄については、当座預金・普通預金のいづれかに○をつけること。

(様式第2)

番号
年月日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人鹿児島県トラック協会
会長 外 菊 輝 藏 ㊞

平成26年度エコタイヤ導入補助金交付決定及び額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成26年度エコタイヤ導入補助金交付申請書兼実績報告書については、下記のとおり交付することに決定したので、エコタイヤ導入補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき通知する。

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

2. 補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、平成 年 月 日付け第 号で申請のあった平成26年度エコタイヤ導入補助金交付申請書兼実績報告書記載のとおりとする。

〔 2. 補助対象事業の内容及び補助対象経費の配分は、別に示すとおりとする。 又は 〕

3. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに国土交通省「低公害車普及促進対策費補助金（トラック輸送の省エネ対策の推進）交付要綱（平成26年2月17日付け国自賃第123号）」、公益社団法人全日本トラック協会「低公害車普及促進対策費補助金（トラック輸送の省エネ対策の推進）交付規程」及び公益社団法人鹿児島県トラック協会「エコタイヤ導入補助金交付要綱」に従わなければならない。

※本通知書は、補助事業完了後5年間、保存しなければなりません。

(様式第3)

番号
年月日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人鹿児島県トラック協会
会長 外 蘭 輝 藏 ㊞

平成26年度エコタイヤ導入補助金不交付通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成26年度エコタイヤ導入補助金交付
申請書兼実績報告書については、審査の結果、エコタイヤ導入補助金交付要綱第6条第2項の規定
に基づき交付しないことに決定したので、通知する。

記

1. 氏名又は名称及び住所

2. 不交付の理由

3. 特記事項



(様式第4)

番号
年月日

公益社団法人鹿児島県トラック協会
会長 外 菌 輝 藏 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

平成26年度エコタイヤ導入補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 鹿ト協発 第 号で 第 号で補助金の交付決定及び
額の確定通知のあった標記補助金について、エコタイヤ導入補助金交付要綱第7条の規定に基づ
き、下記のとおり請求いたします。

記

1. 補助金の額の確定日

2. 補助金の額の確定額 金 円

3. 請求金額 金 円

4. 補助金の振込先

(1) 受取人 住所
(口座名義人) 名称
カナ名称

(2) 振込先金融機関及び支店名

(3) 預金種別

(4) 口座番号



(様式第5)

番号
年月

公益社団法人鹿児島県トラック協会
会長 外蘭輝藏 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

平成26年度エコタイヤ導入補助金交付申請取下書

平成 年 月 日付け 鹿ト協発 第 号をもって交付決定及び額の確定通知のあった
標記補助金の交付申請を下記理由により取り下げたいので、エコタイヤ導入補助金交付要綱第9条
の規定に基づき、提出いたします。

記

交付申請取下理由

(様式第6)

番号
年月日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人鹿児島県トラック協会
会長 外 蘭 輝 藏 ㊞

平成26年度エコタイヤ導入補助金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け 鹿ト協発 第 号で交付決定及び額の確定をした標記補助事業
については、エコタイヤ導入補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、補助金の交付決定を
取り消す。

記

1. 交付決定を取り消す補助金

2. 交付決定取消理由

(注) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、これに準じて通知する。

(様式第7)

番号
年月日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人鹿児島県トラック協会
会長 外 蘭 輝 藏 印

平成26年度エコタイヤ導入補助金返還命令書

平成 年 月 日付け平成26年度エコタイヤ導入補助金請求書に基づく支払について、
エコタイヤ導入補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1. 補助金交付金額
2. 補助金返還金額
3. 補助金返還期日

(様式第8)

番号
年月日

公益社団法人鹿児島県トラック協会
会長 外 菌 輝 藏 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

平成26年度エコタイヤ導入補助金 タイヤ処分承認申請書

平成26年度エコタイヤ導入補助金に係る補助対象事業により取得したタイヤを処分したいので、エコタイヤ導入補助金交付要綱第10条第5項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 処分しようとする財産の明細

2. 処分の内容

3. 処分しようとする理由

4. その他必要な書類

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
送付先 住所	(郵便番号)		

(注) 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

また、住所を変更した際は速やかに連絡すること。